

3 各活動班の役割

①会長・副会長の役割	<ul style="list-style-type: none"> ●要配慮者への配慮 ●管理・運営の申合せ ●施設管理者及び災害対策本部との調整・統括 ●避難所運営委員会の統括、組織内の連絡調整・指揮、市災害対策本部及び関係機関等との連絡・調整
------------	--

●要配慮者への配慮

※避難所ルールは基本的に、避難所外避難者も含む避難者の話し合いで決まります。日ごろから要配慮者のことに関心の薄い地域の避難所では、障がいのある人などがつらい思いをすることになります。常に要配慮者に配慮しながら運営を行います。

●管理・運営の申合せ

※避難所を管理・運営するに当たり、施設管理者や災害対策本部と右表事項等について確認し、各班（班長）と情報を共有した上で、全避難者に伝え、円滑な運営に努めます。

※運営委員においては、女性や障がいのある人等の意見も聞けるよう複数名の当事者及び介護者をメンバーに入れます。

(例)

申合せ事項	内容
トイレの利用方法	
ごみの排出方法	
食料・物資の配分方法	
喫煙場所	
起床・消灯時間	
ペットについて	
避難所内の警備管理体制	
建物内火気厳禁	

●施設管理者及び災害対策本部との調整・統括

※各班からの要請事項について、代表者は、総務班を指揮し、施設管理者及び災害対策本部に連絡し、対応について調整します。

※災害対策本部からの連絡事項について、各班（班長）へ伝達し、必要に応じた避難者への情報提供を調整・統括します。

●避難所運営委員会の統括、組織内の連絡調整・指揮、市災害対策本部及び関係機関

等との連絡・調整

※避難所運営が円滑に進むよう避難所運営の総括を行い、避難所運営委員会のメンバーへの的確な指示を行います。

※避難所内の状況を把握し、必要事項を協議し、決定します。また、避難所運営に係る他の関係機関等との連絡・調整を行います。